

2019 年度知的財産マネジメント及び その活用促進業務企画提案仕様書

1 業務名

2019 年度知的財産マネジメント及びその活用促進業務

2 業務の概要及び目的

本業務は、京都府公立大学法人(以下「甲」という。)における知的財産関連契約の締結支援を行うものである。本業務の事業者(以下「乙」という。)への委託によって、本学の研究成果を産業界に技術移転し、本学での研究の活性化と研究成果の社会還元を図る。

3 業務期間・場所等

(1) 業務期間 2019 年 5 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
(準備期間を除く。11 ヶ月間)

(2) 業務終了後の措置

業務終了時点で未完了の業務がある場合は以下により取り扱う。

ア 乙は、本仕様書に定める実施期間の満了により委託契約が終了した場合において、未完了の本件業務が存在するときは、甲と協議の上、その指示に従うものとする。

イ 業務実施期間の満了前に委託契約が解除されたときは、乙は、遅滞なく、未完了の本業務の経過を口頭及び書面にて甲に報告するものとする。なお、当該書面には少なくとも、当該時点で未完了となっている技術移転の候補先として乙が接触した、及び接触を試みた者、並びに技術移転に係る契約締結の交渉の希望を申し出てきた第三者に関する情報を明示しなければならない。

(3) 業務実施場所等

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465 京都府公立大学法人京都府立医科大学内 等

4 用語の意味

(1) 以下用語の意味は、当該各号の定めるところによるものとする。

ア 「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

(ア) 特許法(昭和 34 年法律第 121 号)に規定する特許権、実用新案法(昭和 34 年法律第 123 号)に規定する実用新案権、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)に規定する意匠権、商標法(昭和 34 年法律第 127 号)に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和 60 年法律第 43 号)に規定する回路配置利用権、種苗法(平成 10 年法律第 83 号)に規定する育成者権、並びに外国における上記各権利に相当する権利

(イ) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利、並びに外国における上記各権利に相当する権利

(ウ) 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定するプログラムの著作権及びデータベースの著作物の著作権、並びに外国における上記各権利に相当する権利

- (エ) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの
- イ 「対象知的財産権」とは、原則として甲に属する研究者等が甲に対し届け出た知的財産権であって、甲が承継を受けた場合に甲単独に帰属するもの、及び甲が第三者と実施する共同研究等に基づき生じた知的財産権、その他甲が指定するものをいう。また、「対象知的財産権」の分類が不明確な場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

5 業務の内容

乙は、プロポーザルで選定される範囲の以下の各号に定めるところにより、業務を行うこと。

乙は甲から求めがあった時は、その業務内容について報告する義務を負うものとし、甲の指示に従うものとする。また、臨床中核病院の承認を目指し2019年4月1日設置予定の臨床研究推進機構(臨床研究推進センター)の知的財産管理・技術移転の担当者との十分な連携の下、業務を行うものとする。

(1)「知的財産に関する契約等の知的財産等関連業務に関する指導・助言等支援業務」

ア 契約書の修正提案対応等

甲が民間企業等と行う受託研究、共同研究、共同出願等の知的財産権に関する契約及び研究試料の提供に伴う契約に関して、甲からの依頼に基づき契約書内容に係る修正提案等をはじめとする指導・助言を行い、適宜契約相手側への説明も行う。

イ 甲からの契約諸内容に係る修正提案への対応については、案件受領と回答予定時期を都度速やかに明示するものとする。

ウ 甲への報告

契約書の修正、提案等の活動状況について、月1回活動報告書を作成した上で、甲の担当者に提出する。

6 業務に係る留意点

- (1) 乙は、業務を遂行するに当たり、甲と常に連携を密にし、甲の指示を仰ぎ、意思疎通を十分に行う。
- (2) 乙が業務を行うに当たり生じる交通費等の諸費用は、乙の負担とする。なお、遠距離での交通費等、特別な諸費用が生じた場合は、甲が必要と認めた範囲において負担する。
- (3) 乙が業務を遂行するに当たり、甲の保有する情報、資料等の提供が必要となった場合は、甲は必要と認める範囲において提供する。
- (4) 乙は、本業務を行うに当たり気付いた問題点、改善すべき点を甲に直ちに報告するとともに共同して改善に努める。

7 評価報告書等の取扱い

- (1) 甲は、乙が本業務の実施の過程で甲に提供した情報について、事前に乙の承諾を得た上で、無償で、任意の方法で独占的に利用することができる。
- (2) 乙は、本業務の実施について、第三者が有する権利(特許権、著作権その他の知的財産権を含む。)に抵触しないよう、留意するものとし、また、乙が本業務の実施の過程で甲に提供した情報の取得が適法な手続、方法及び手段によるものであることを甲に保証する。

8 その他の細目

- (1) 本業務の内容についての細目は、本仕様書に定めるほかは、別途甲乙間で書面にて確認する。

- (2) 乙は、本業務の実施に際しこの仕様書に記載されていない事項について疑義が生じたときは、事前に甲と協議の上、その指示に従うものとする。

9 企画提案書作成要領

(1) 企画提案書作成要領

- ア 企画提案書は、1者1提案とすること。
- イ 用紙はA4版縦、横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じてA4版横又はA3版で折り込みも可とする。
- ウ 文書を補完するための写真、イラストなどの使用可とする。
- エ 企画提案書は散逸しないように、1部ごとにまとめて提出すること。
- オ 表題・目次を付け、ページ番号を付けること。
- カ 企画提案書の内容については、他からの無断転用を禁止する。

(2) 企画提案書の記載内容

ア 本業務に対する提案者の認識等

本業務に係る基本的なコンセプト(募集要領の「1 業務の趣旨・目的」)に対し、どのような方針で実施するのか記載すること。

イ 実施体制

本業務の実施体制や特徴等を記載すること。また、業務を実施するための人員確保及び配置等について記載すること。

ウ 具体的な提案内容

本業務の実施方法について、具体的な提案及びスケジュールを記載すること。その他、業務の付加価値を上げる取組みに係る提案があれば記載すること。また、成功報酬等の設定がある場合は明記すること。

(提案例)

- 京都府立医科大学の知的財産権における、技術移転の方法について
- 各契約書内容の校閲・内容に係る提案の方法について

エ 価格提案書(参考見積書)

本業務に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。
(消費税及び地方消費税相当額を別途記載することとする。)

(3) 作成に当たっての留意点

- ア 考え方や実施方法等について、わかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- イ 参考見積書は、できるだけ細かく分けて積算し、本業務に係る一切の経費について算出すること。なお一式という表記での積算は認めないものとする。